

デイサービス利用料金（令和1年10月1日～）

（別紙1）

ご利用料金について

介護予防・日常生活支援総合事業/事業対象事業 第1号通所介護事業（通所介護相当サービス）										月額基本単位合計			1割利用料	2割利用料	3割利用料		
介護度	月額基本料		運動機能向上加算		サービス提供体制強化加算Ⅱ		介護職員改善加算Ⅰ		介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	昼食費	利用回数	介護単位1割負担	介護単位2割負担	介護単位3割負担	食事代込1か月	食事代込1か月	食事代込1か月
要支援1	1,655	+	225	+	24	+	112	+	19	(510 × 4) =		2,035	4,071	6,106	4,075	6,111	8,146
要支援2	3,393	+	225	+	48	+	216	+	37	(510 × 4) =		3,919	7,838	11,757	5,959	9,878	13,797
要支援2	3,393	+	225	+	48	+	216	+	37	(510 × 8) =		3,919	7,838	11,757	7,999	11,918	15,837
	①		②		③		④		⑤								

○要支援の方は月額定額制となります。○月途中からの利用の際は日割り計算となります。

○昼食費については510円×利用日数分必要となります。

（要介護1～5）1ヵ月を4週でシュミレーションした料金となります。										1日の利用料			1割利用料	2割利用料	3割利用料		
介護度	基本料		入浴加算		サービス提供体制強化加算Ⅱ		介護職員改善加算Ⅰ		介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	昼食費	利用回数	1割負担利用料	2割負担利用料	3割負担利用料	食事代込1か月	食事代込1か月	食事代込1か月
要介護1	648	+	50	+	6	+	166	+	28	(510 × 4) =		1,263	2,015	2,768	5,050	8,061	11,071
要介護2	765	+	50	+	6	+	194	+	33	(510 × 4) =		1,388	2,265	3,143	5,551	9,061	12,572
要介護3	887	+	50	+	6	+	223	+	38	(510 × 4) =		1,518	2,526	3,534	6,072	10,105	14,137
要介護4	1,008	+	50	+	6	+	251	+	43	(510 × 4) =		1,647	2,785	3,922	6,590	11,139	15,689
要介護5	1,130	+	50	+	6	+	280	+	47	(510 × 4) =		1,778	3,046	4,314	7,111	12,183	17,254
	①		②		③		④		⑤								

1日の利用料は昼食費込の金額となります。

○月によっては利用回数が異なる月もあります。

○③サービス提供体制加算は、「指定通所介護」利用者に対して直接サービスを提供する職員で勤続年数3年以上の割合が30%以上、職員を配置している場合、利用者より（要介護1～5）1回に付6円、第1号通所介護事業サービスの方は1月に付要支援1の方24円、要支援2の方48円お支払頂きます。

○④介護処遇改善加算算出は食費以外の料金（①+②+③×利用回数）×0.059の金額を四捨五入）で計算する為、回数により誤差が出ることもあります。

○⑤介護職員等特定処遇改善加算算出は食費以外の料金（①+②+③×利用回数）×0.01の金額を四捨五入）で計算する為、回数により誤差が出ることもあります。入浴しなかった場合なども介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の金額が変わります。

尚、一定以上の所得のある方は給付割合証の記載額（1～3割）にてお支払頂きます。

○入浴加算につきましては1日に付、一般浴、特別浴ともに50円が加算されます。

○送迎料金については、基本単価に包括されますが家族及び自身で来られた際は片道47円（送迎減算）引いて請求します。尚、当事業所の通常の事業実施地域外への送迎に要する交通費については別途費用となります。

○リハビリパンツ、尿とりパッドなど御入用の際は職員まで申し付けて下さい。実費負担として頂きます。

○利用料につきましては月末締め10日までの請求書渡しとなります。

○ゆうちょ銀行引き落とし手続きをされている方は15日の引き落としとなります。（土・日・祝日の場合は翌営業日引き落としとなります）